

〔令和 8 事業年度〕宮城県地域公共交通計画別紙の一部変更について

1 国庫補助額変更額

令和 8 年 3 月 2 5 日認定額（令和 7 年度第 6 回活性化協議会）

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計	
ミヤコーバス	53,767	千円	40,875	千円	94,642	千円
宮城交通	4,258	千円	4,002	千円	8,260	千円
計	58,025	千円	44,877	千円	102,902	千円

今回認定額（軽微な変更）

	地域間幹線系統		車両減価償却費		計		増減額（幹線）		増減額（車両）		計		変動率
ミヤコーバス	53,767	千円	38,875	千円	92,642	千円	0	千円	-2,000	千円	-2,000	千円	97.9%
宮城交通	4,258	千円	4,002	千円	8,260	千円	0	千円	0	千円	0	千円	100.0%
計	58,025	千円	42,877	千円	100,902	千円	0	千円	-2,000	千円	-2,000	千円	

主要な変更箇所については別紙資料のとおり。

2 変更内容

ミヤコーバス

車両導入計画の変更により、旧申請番号 4 5 の車両を計画から削除し、旧申請番号 4 7、4 8（新申請番号 4 6、4 7）の車両の購入等予定年月を令和 8 年 6 月から令和 8 年 8 月へ変更したため、計画額が減額となったもの。

【ミヤコーバス計画額】

年度	変更後	変更前
R 8	38,875 千円（▲2,000 千円）	40,875 千円
R 9	42,987 千円（ 3,245 千円）	39,742 千円
R 1 0	39,391 千円（▲2,916 千円）	42,307 千円

【参考】

上記2は、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」2(1)ア「地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について」に基づく「軽微な変更」にあたり、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱っている。

(軽微な変更)

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減